

20. 防犯カメラ映像閲覧に関する細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「防犯カメラ映像閲覧に関する細則」を次の通り定める。

(目的)

第1条 防犯カメラ映像の閲覧・貸与についての運用を定め、防犯及び事故防止等、住環境改善に寄与する効果を上げ、併せてマンションの居住者及び関係者のプライバシーを保護することを目的とする。

(区分所有者及び居住者等の権利及び義務)

第2条 区分所有者及び居住者等は、この細則に基づく権利を有し義務を負うものとする。

(閲覧)

第3条 録画映像は、次の各号に掲げる事項に限り、理事会の承認を経て2名以上の三役または管理員、事務局員の立ち会いのもと閲覧できるものとする。

- 一 犯罪行為、汚損・毀損行為が発生した場合。
 - 二 前号の行為の予防保全措置を講じる必要が極めて高いと認められた場合。
 - 三 犯罪発生等により警察等の捜査機関もしくは法令の定めによる要請の場合。
 - 四 その他理事会が必要と認めた場合。
 - 五 管理組合と防犯カメラ業者とで締結している保守会社（リース・レンタル会社）が、録画状態の点検（録画の一部再生）等のメンテナンスを行う場合。
- 2 区分所有者及び居住者等は個人的理由による閲覧はできないものとする。
 - 3 防犯カメラの記録映像を閲覧した者は映像内容及び関連情報について知り得た事項についての守秘義務を負う。
 - 4 理事会は録画した映像を次の各号に掲げる場合を除いて第三者に閲覧または貸与してはならない。
 - 一 第1項第三号の捜査機関若しくは法令の定めによるとき。
 - 二 犯罪行為等の被害者からの閲覧要請により理事会の決議を経て承認したとき。
 - 三 その他理事会の決議により第三者への閲覧の必要性を認めたとき。
 - 5 理事会は録画した映像を閲覧した場合には閲覧の年月日および時刻並びに閲覧者の氏名、理由を記録しなければならない。
 - 6 前項の防犯カメラ閲覧記録書は、少なくとも1年間保管しなければならない。

(閲覧申請)

- 第4条 防犯カメラの記録映像の閲覧を希望する者は「防犯カメラ画像閲覧申請書」を理事会に提出しなければならない。
- 2 理事会は申請書を受け取ったときは、遅滞なく申請の適否について理事会の決議を経なければならない。
ただし、理事会の決議を経る時間的余裕がない時は2名以上の三役の判断によることができる。この場合閲覧判断を行った三役は事後速やかに理事会に報告しなければならない。
- 3 理事会は第3条第4項によらないときには申請を却下するものとする。
また、第3条第4項に該当する場合であっても申請者が閲覧する必要がないと判断されるときには申請者の閲覧を拒否することができる。
- 4 防犯カメラの記録映像を申請者に閲覧させる場合は理事会が日時を指定することができる。
- 5 防犯カメラの記録映像を申請者に閲覧させる場合は第3条第5項及び第6項の規定を準用する

(記録の貸与)

- 第5条 記録の貸与は第3条第4項によるものとし、借用を希望する者は「防犯カメラ画像借用申請書」を提出し必ず理事会の承認を経ることとする。
- 2 貸与は管理組合でナンバーリングをして管理している記録媒体等を使用することとし、返却を基本とする。週に1回記録媒体の有無を確認することとする。
- 3 防犯カメラの記録映像を申請者に貸与する場合は第3条第5項第6項の規定を準用する。

(費用負担)

- 第6条 閲覧・貸与に必要な費用は全て申請者の負担とする。

(守秘義務)

- 第7条 録画した映像を閲覧・貸与した者は閲覧・貸与することによって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(細則外事項)

- 第8条 この細則に定めのない事項については規約または総会の決議で定められたところによる。

(閲覧場所)

- 第9条 閲覧場所は管理室とする。

(閲覧時間)

- 第10条 原則月曜日から金曜日の午前9時より午後5時までとする。ただし緊急性を要し理事会の決議を経る時間的余裕がない時はこの限りではない。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第12条 この細則は平成27年4月1日より発効する。